2　応急用食料の調達・供給体制の整備

農林水産省は、武力攻撃事態等において、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、被災地域への応急用食料に関する調整ができるよう、以下により支援体制の整備に努めるものとする。

⑴　国民保護食料調達支援業務

武力攻撃事態等において、都道府県による避難住民等に対する応急用食料の調達・供給について支援し、かつ、都道府県の自主性を尊重しつつ、武力攻撃事態等の際の都道府県による食料調達に関する相互支援の促進に資するため、都道府県等からの相談受付、要請に基づく相互支援に関するあっせん、食料調達に関する情報収集・提供等についての総合調整を行うものとする。

⑵　米穀等の調達・供給体制の整備

政策統括官は、武力攻撃事態等において食料の供給不足が生じ又は生ずるおそれがある場合に備え、農林水産省が備蓄している物資を速やかに供給することができるよう、都道府県知事又は市町村長等からの緊急の引渡しの要請に応じて引き渡す政府の所有する米穀等の引渡しに関し、必要な規定の整備等により体制を整備するものとする。

⑶　その他の食料の調達・供給体制の整備

武力攻撃事態等が発生した場合、精米、パン、おにぎり、弁当、即席麺、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、水（ペットボトル）等について、関係業者又はその団体等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、日頃から、連絡先の情報の更新、分担体制の明確化、緊急連絡体制の構築等によって体制を整備するものとする。

また、これらの品目について、毎年定期的に、調達可能量（流通在庫量等）を調査し、各事業者の事業活動に支障を来さない範囲で、主要な地域ごとの供給可能量を関係都道府県に通知するものとする。

なお、当該調査及び通知は、農林水産省防災業務計画（昭和38年９月６日付け38総第915号農林事務次官依命通知）第２編第２章第１節１⑺②に基づく調査及び通知と兼ねることができるものとする。

3　生活関連等施設の安全確保

農林水産省所管の生活関連等施設の安全確保のため、それぞれの生活関連等施設の所管部局は、平素から、以下の措置を講ずるものとする。

⑴　毒薬及び劇薬の取扱所

○　消費・安全局は、平素から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第44条第１項の毒薬及び同条第２項の劇薬（専ら動物のために使用されることが目的とされているもので、同法第46条第１項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。以下「毒薬等」という。）の取扱所を継続的に把握しておくものとする。

○　消費・安全局は、平素から、毒薬等の取扱所及び都道府県と緊密な連絡をとることとする。

○　消費・安全局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、専門的知見に基づき、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

○　消費・安全局は、上記の安全確保の留意点の実施体制について、毒薬等の取扱所と緊密に連携しつつ整備することとする。

⑵　生物剤及び毒素の取扱所

○　消費・安全局は、平素から、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第２条第１項に規定する生物剤及び同条第２項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）のうち、別紙１に定めるものの取扱所（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令（平成７年政令第396号）第２条第２項の規定により、農林水産大臣が主務大臣とされているものに限る。以下同じ。）を継続的に把握しておくものとする。

○　消費・安全局は、平素から、生物剤等の取扱所及び都道府県と緊密な連絡をとることとする。

○　消費・安全局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、専門的知見に基づき、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

○　消費・安全局は、上記の安全確保の留意点の実施体制につき、生物剤等の取扱所と緊密に連携しつつ整備することとする。

⑶　農業用ダム

農村振興局は、国営土地改良事業で造成された農業用ダムの安全管理を確保するため、以下の措置を講ずるものとする。

○　農林水産省が管理する農業用ダムの安全管理を確保するため、平素から、地方農政局、国土交通省北海道開発局（以下「北海道開発局」という。）及び沖縄総合事務局の土地改良施設管理担当部局を通じ、管理者に対し、都道府県、市町村、都道府県警察、消防機関等の関係機関との連携の確保、各ダムの特性に応じた点検及び監視活動の体制の整備等について、必要な指示を行うものとする。

○　管理を委託している農業用ダムの安全管理を確保するため、平素から、地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の土地改良施設管理担当部局を通じ、管理受託者に対し、都道府県、市町村、都道府県警察、消防機関等の関係機関との連携の確保、各ダムの特性に応じた点検及び監視活動の体制の整備等について、必要な指示を行うものとする。

⑷　農林水産省の管理に係る危険物質等の取扱所

農林水産省は、その管理に係る施設のうち、放射性同位元素、毒薬等、生物剤等その他の国民保護法第103条第１項の危険物質等の取扱所に該当するものについて、当該施設の所管課と当該施設との間で、武力攻撃事態等における安全確保措置を定めておくものとする。その際、当該措置については、該当する危険物質等に係る施設の安全確保の留意点等を踏まえ、必要に応じ、関係機関の助言を求めるものとする。

4　ＮＢＣ攻撃等による汚染農林水産物及びその加工食品の安全性確認

○　農林水産省は、ＮＢＣ攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）等による汚染農林水産物及びその加工食品の安全性確認に関して政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、平素から、以下の措置を講ずるものとする。

・　内閣府食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省との間の情報連絡窓口の設置

・　農林水産物の生産から食品の販売に至る各段階における食中毒や危害要因に関する情報の収集

・　食品安全関係府省との相互に緊密な情報の共有

○　消費・安全局は、ＮＢＣ攻撃等による汚染農林水産物及びその加工食品の安全性確認への対応について、省内関係部局と連携して迅速に行えるよう、平素から、農林水産省食品安全緊急時対応基本指針（平成16年２月農林水産省消費・安全局決定）の見直し、その他必要なマニュアル等の整備を図るものとする。

○　消費・安全局、農林水産技術会議事務局及び水産庁は、所管する独立行政法人等において分析可能な汚染物質の種類、分析能力等の情報について、あらかじめ整備しておくとともに、所管する独立行政法人等について、ＮＢＣ攻撃等に利用される危害要因の分析に必要な調査、研究等が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

5　武力攻撃原子力災害に対する備え

○　水産庁は、原子力発電施設等立地地域において住民の安全の確保を図るため、避難拠点となる漁港の道路、岸壁等の整備に努めるものとする。

○　農林水産省は、原子力規制委員会、原子力関連施設を所管する経済産業省及び文部科学省並びに原子力関連施設の所在する地方公共団体等との連携の確保に努めるとともに、これら関係機関と協力し、平素における訓練の実施、原子力災害時の対応について農林漁家を含む地域住民等への普及啓発を行うものとする。

○　農林水産省は、所管する独立行政法人について、原子力災害に対する調査・研究が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日